

上毛古墳綜覽

復刊版

上
毛
古
墳
綜
覽

群
馬
縣

群馬地域文化振興会

群馬縣史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第五輯

上
毛
古
墳
綜
覽

昭和十三年三月

群
馬
縣

序

我が上野國は日本に於ける有數の古墳國である。このことは上毛の山野を跋渉する者の誰もが之を目撃し得べく又上野風土記・上野名跡志・山吹日記・上野國誌等の文獻に依つても窺ひ知ることが出来るのであるが更に從來全日本の何れの方面に於ても未だ曾て試みられざる縣下古墳の一齊調査の結果實に八千四百有餘の現實の存在を臺帳に確認記入し得た事實に依つても明かに證せらるゝ所のものである。

由來上野國が東日本肇國發祥の中心地であつたことは、少しく國史に通ずる者の齊しく認むるところである。即ち遠く神代の昔既に經津主神の御神徳に依つて早くも皇威を被り更に今を距る一千九百八十八年前第十代 崇神天皇の第一皇子豊城入彦命勅を拜して東國を統治し給ひ次で 景行天皇の御代豊城入彦命の御孫彦狹島王東山道十五國都督を拜して赴任の途次不幸にして春日穴昨邑に病みて薨ぜらるゝや、東國の民之を悲しみ、その尸を運びて上野國に葬り奉つてゐる。彦狹島王の御子御諸別王は父王の志を繼いで東山道十五國都督を拜して善政を得、その後裔は永く東國に繁衍して上毛野君下毛野君等が始祖を爲してゐる。従つて當時の上野文化は光彩陸離たるものがあつたであらう。かくて古の我が上野の地は京都との間を頻繁に來往する貴人或は國造、國司、屯倉首、郡郷の有司、土豪の生活圏であつたと同時にそれがやがて墳墓の地となつて御靈を鎮めたであらう上野國が日本に於ける有數の古墳國であることは固より敢なしと爲ないのである。それ等の古墳は二千數百年乃至千數百年に亙つて嚴然として存在してゐたのである。

然しこれが存在の態様を闡明した事實は未だ曾て聞くを得なかつたところであるが、昭和十年二月君島清吉氏本縣知事として赴任せらるゝや直ちに此に著目して之が存在分布の概要を一齊に調査し之に依つて崇祖精神の高揚を期し併せて古墳尊重、史蹟愛護心の涵養を圖ることとなつたのである。

かくて縣に於ては直ちに之が調査を實施せんとする計畫を樹て市町村長會議及小學校長會議に之が指示を行ひ次で同年七月古墳調査に關する別記通牒（凡例末尾に附加）を發して調査擔當者、調査すべき古墳、調査の方法等を詳細に示し尙調査上遺憾なきを期する爲め八月月上旬縣下各市町村調査員の參集を求め前橋、高崎、太田の三ヶ所に於て調査員の研究講習會を開催した。參會者六百三十一名内市町村長同吏員百二十三名、中等學校教員及特志者百名、小學校教員四百八名で何れもが熱心に受講研究する所があつた。かくて同月愈ゝ其の大調査を實施したのである。

然して這次の古墳調査はその規模の大小に拘はらず古墳並古墳と認むべきものの總てに於て之を調査したもので既に發掘或は破壊せられ現に墳丘の形をとどめて居らぬ所謂古墳趾に付ても總て調査を行つた。隨て型式不明の古墳も相當多數に及んでゐる次第である。

調査に際しては各市町村毎に市役所、町村役場の烙印を押し一貫番號を附したる標本を建設したる上各古墳毎に前記の縣通牒に示される調査票を複製し又大多數の古墳に就て其の平面圖、見取姿圖を作成し更に其の管内古墳分布圖等を添付し之を古墳臺帳として縣に提

出せしめ以て將來に於ける調査保存上の基本資料とすることにした。

調査員としては小學校教員及地方有志者の中より市町村長、小學校長協議の上選定し市町村長指揮の下に調査を行つたのであるが、之が關係者は實に千五百有餘名の多數に達してゐる。時恰も天候極めて不順且つ一市町村内に於ける古墳の數二、三百基の多數に上るもの少からず更に多きは實に六百餘基に及ぶものあり、調査上の困難は到底筆舌に盡し難きものであつた。或は酷暑と闘ひ豪雨を浴びつゝ山野を馳驅して之に當り古墳の存在夥しきところに在つては小學校上級兒童、青年團等の助力を得て調査せる向も尠くない。これは一面古墳愛護尊重心の涵養助長の上から觀ても裨益するところが甚大であつたと信するものである。

本調査の計畫實施に當つては文學博士黒板勝美氏の指導を得たるところ少からざるものがあると同時に本會委員岩澤正作、八木昌平、岡部福藏、相川之賀、豊國義孝の諸氏が陰に陽に助力せられたことに對しては深く多とするものであり、また主務の學務部に在つては學務部長群馬縣書記官水谷秀雄、社寺兵事課長地方事務官大崎範一、群馬縣屬大團軍之丞、同吉澤澄治、同青木一郎、縣書記堀川定夫、雇吉田武等は調査計畫の樹立研究調査員に對する指揮、報告書の整理等に眞に寧日なく遂に同年十二月に至り全部の調査票を取纏め古墳臺帳の編秩作成を了するに至つた。その浩瀚なる三市十一郡に亙り實に百六十七冊を算するの狀である。量に於ても著大であると同時に質に於ても眞に稀有で貴重なる資料と言はねばならない。

而して本調査の完了せる昭和十一年四月、群馬縣、東日本御經營聖業奉贊會並敬神崇祖精神高揚事業期成會合同主催を以て國幣神社貫前神社社域に東日本御經營開拓諸神を奉齋して東日本御經營聖業奉贊大祭を奉行し又群馬郡總社町二子山古墳齋場に縣下全古墳の靈を招請して古墳祭を執行し以て東日本統治に勳業を貽せし幾多の神靈を慰め奉りしは本古墳調査の成果と併せ考へ誠に愉悅を禁じ得ない。

殊に其の奉贊大祭に對し畏くも 祭彙料を下賜あらせられ又 高松宮、同妃兩殿下には右奉贊事業御視察の御同六月七日畏くも親しく前記二子山古墳を御視察あらせられたるは寔に感激に堪へざる次第である。

當時縣に於ては右祭典の執行を記念し不取敢本調査資料の極めて大要を録し「群馬縣古墳概観」を發刊して大方の參考に資する所があつたが、更に本調査の結果に成れる貴重なる古墳臺帳の内容を公表して本縣上代文化を紹介し斯界の研究に資すべく爾來銳意之等資料の内閣整理に着手したが調査内容の複雑微細なると數量の夥多なるとに依り頗る困難を極め多大の日子を費しつゝも本會委員、縣囑託相川龍雄の格別なる努力と縣係員の盡力とに依り漸く其の印刷原稿の完成を見るに至つた。

然るに其の内容を検するに調査事項の専門的にして複雑なる爲疑問續出し或は記載事項の統一を要するもの或は誤脱のものある等の爲更に全般に亙りて再検討を爲すの要あるを認め囑託尾崎喜左雄主として之に當りつゝありしが偶々昨年七月支那事變の勃發に依り主務課に於ては事變事務の處理に忙殺せらるゝに至り更に同十月遂に同君の應召出征を見るに至り茲に於て本事業の進行は一時中止の已むを得ざる實情に直面せしも徒らに挫折すべきに非ざるを想ひ即ち各小學校長を煩はし改めて印刷原稿の總てを校閲し且つ統一整理を求むるこ

ととし、客歳末之を依頼せるに時恰も極めて繁多の折柄にも不拘各學校長共熱心に検討を加へ協力せられたるは誠に感謝に堪へない。

かくて漸く茲に本書刊行に至れるものである。即ち本書は各市町村役場より提出せられたる古墳臺帳の概要を紹介せるものにして其の記載事項内容等を整理統一を加へたるの外何等専門的の検討を加へざるものである。従つて更に専門的調査を遂ぐるに於ては幾多訂正を要すべきものあるべく或は又事實古墳或は古墳址に非ざるもの等もあるべきも之等は總て今後の調査に委した次第である。

又曩に「群馬縣古墳概観」に依りて紹介せられたるものと古墳の員數、内容等若干相異するものは總てその後にはける整理再調の結果に基くものである。

未曾有の本調査に従事せる多數調査員竝關與者に對しては奉贊大祭竝古墳祭の執行に際し本縣知事より感謝狀竝記念品（貫前神社所藏國寶月宮鑑模造文鎖）を贈り謝意を表せられたのであるが更に本書上梓に當り別に其の芳名を掲げて深厚なる謝意を表するものである。

本書上梓に當つては社寺兵事課長大圖軍之丞指揮の下に屬吉澤澄治、囑託尾崎喜左雄、同相川龍雄、屬堀川定夫、縣書記吉田武、雇阿部重房等は多大の勞苦を排して一意完成に努めたものでこゝに其の勞を多とする次第である。

昭和十三年三月

群馬縣史蹟名勝天然紀念物調査會

凡 例

- 一、上毛古墳綜覧は各市町村より提出の古墳調査票を集綴した古墳臺帳に依り作製したものである。
- 一、古墳番號は單に數字を以て表示し特に名稱のあるものには之を附加した。
- 一、形狀は圓型、方型、前方後圓等の略稱を用ゆることにした。
- 一、現狀は探索に便ならしむる爲に可成適切な表現に努めた。
- 一、「山林」とある以上は雜木林、松林、杉、檜其の他に依つて表示せらるべきであるが、調査票に明記なきものは單に「山林」とした。
- 一、地目は山林でも現狀畑地の狀況にあるものは現狀畑地とした。其の他總て之に倣つてゐる。
- 一、宮祠、塔、碑等あるものは之を示した。
- 一、發掘年代明かなものは「有、大正一一」「有、天保年間」等と記入し發掘の事實を認むるも年代不詳のものは單に「有」に止めた。
- 一、面積は町段畝歩を以て之を示し宅地の坪なるものも換算して之を統一した。
- 一、規模の大き欄に於て圓墳は徑を、前方後圓墳は長さを又方墳は一邊の長さを示した。
- 一、所有者の欄に町村名を附したのは該所有者が古墳所在地町村以外に居住の場合を示したものである。
- 一、所有者多數の場合は「何某外何名」と表示した。
- 一、備考欄には便宜出土品の所在を附加し、出土品行方不明の場合は「所在不明」とした。
- 一、本綜覧の内には極く少數ではあるが後世の所謂「塚」及「經塚」等を報告したと思はれるものがないし又事實古墳或は古墳趾でないものもあるやも圖られぬが之等に付ては今後の調査の進展に俟ち正確を期す事とし茲には一應總てを記録したものである。
- 一、添付の古墳分布圖は各市町村に於ける調査擔當者が苦心作製せる分布圖を參考にして大概を示したものである。
- 一、市町村提出の古墳臺帳には大多數の古墳に付て其の姿圖(スケッチ)添屬され優秀なものが數多あるのであるが之等は遺憾ながら今回はすべて割愛した。
- 一、最後に古墳調査に付き發せられたる縣の通牒を左に參考の爲掲出した。

昭和十年七月二十二日

學務部長
警察部長

市町村長殿
小學校長殿
警察署長殿

古墳調査ニ關スル件

古墳ハ上代ニ於ケル貴人豪族ノ墳墓ニシテ國史上極メテ徵證ニ乏シキ同時代ノ文化研究ニ幾多貴重ナル資料ヲ與フルモノトシテ特ニ重要ナルハ言ヲ俟タザル所ニ有之候處更ニ之ヲ保存尊重シテ破壊ヲ免レシムルコトハ我が國民道德ノ根蒂ヲ爲ス崇祖精神ノ振作高揚ヲ期スル上ニ最肝要ナル次第ニ有之候

我が上野國ハ上代豊城入彦命東國經營ノ大任ニ當リ給ヒシ以來貴人ノ來往多ク其ノ墳墓ト思惟セラルルモノノ可有之コトハ推定ニ難カラズ現ニ口碑傳説ヲ有シ規模亦之ニ擬スルニ足ルモノ多クアルニ於テ一層其ノ感ヲ深クスルモノニ候

然ルニ縣下古墳ノ實情ニ徵スルニ多クハ其ノ保存ノ方法ナク或ハ却テ破壊セララルルモノアルハ寔ニ痛嘆ノ次第ニ有之右ハ一面古墳ニ對スル觀念ノ徹底ヲ缺クニ因ルモ一面又古墳調査ノ不十分ナルニ因ルモノト被存候付テハ此ノ際縣下古墳ノ一齊調査ヲ實施シ之ガ取締保存ノ方法ニ關シテモ相當考慮ヲ加ヘ度候ニ付關係者協力ノ上左記ニ依リ調査九月十日迄ニ調査書提出方御取計相成度此段及依頼候也

追テ本件ニ關シテハ先般開催ノ小學校長會議ニ於テ注意事項トシテ特ニ示サレタル所ニ有之爲念申添候

記

一、調査擔當者

一、市町村長ハ調査上一切ノ事務ヲ總ベ小學校職員中ヨリ選定

セル調査員之ヲ援助スルモノトス

二、小學校長ハ市町村長ト協議ノ上小學校長又ハ教員中ヨリ古墳調査員ヲ選定シ市町村長ヲ援助スルモノトス

調査員ハ一名若ハ數名トシ(二名以上ノ場合ハ主任者ヲ定ム)校長又ハ郷土史研究擔當教員ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

古墳調査員選定ノ上ハ速ニ市町村長ニ通報シ尙七月末日迄ニ縣ニ報告スルモノトス

三、前號ニ掲グル者ノ外適當ナル者アルトキハ市町村長ニ於テ之ヲ調査員ニ委囑シ其ノ旨縣ニ報告スルモノトス

四、古墳調査ニ當リテハ併セテ古墳尊重心ノ涵養ヲ圖ル爲小學校上級兒童、青年團員等ヲシテ調査ヲ補助セシムル様考慮スルコト

二、調査スベキ古墳

一、市町村内ニ於ケル古墳又ハ古墳ト認ムベキモノノ總テニ付テ調査スルコト(規模ノ大小等ニ拘ラズ又史蹟ニ指定セラレ或ハ從來詳細調査セラレタル古墳ニ付テモ調査スルコト)

二、既ニ發掘セラレ或ハ墳丘ヲ破壊セラレ若ハ現ニ墳丘ヲ爲シ居ラザルモノ(古墳趾等)ト雖苟モ古墳タリ又ハ古墳タリシト認メラルルモノハ總テ調査スルコト

三、古墳ト認メ難キモノト雖古墳タルノ口碑傳説等ヲ有スルモノニ付テハ調査スルモノトス

三、調査ノ方法

一、前項ニ掲グル古墳又ハ古墳ト認メラルルモノノ總テニ番號ヲ付シタル標木ヲ建設スルヲ便トス

標木ハ調査上ノ便ニ資スルモノニ付極メテ簡易ナルモノニテ差支ナク番號ハ其ノ市町村内一貫番號トシ標木ニハ左ノ例ニ依リ記載ス

荒砥村古墳第一號

役場
烙印

- 一、各古墳ニ付テ所要事項ヲ調査シ別記古墳調査票ニ記入ス、調査票ノ古墳番號ハ古墳ニ建設セル標木ノ番號ト一致セシムルモノトス
 - 尙出來得ル限り各古墳毎ニ平面圖、斷面圖又ハ見取姿圖（スケッチノ類）ヲ作成スルコト
 - 三、各古墳所在ノ位置ヲ管内地圖ニ示シ古墳分布圖ヲ作成スルコト（地圖記入ノ古墳ニハ夫々番號ヲ附スルモノトス）
 - 四、古墳調査票古墳圖面古墳分布圖ハ各二通ヲ作成シ一通ハ九月十日迄ニ縣ニ提出シ一通ハ市町村ノ古墳臺帳トス
- 四、附記

古墳調査票

郡 村町

- 一、本件古墳調査ニ付標木ノ建設、土地立入等ニ關シテハ豫メ土地ノ所有者又ハ管理者ノ諒解ヲ求ムル等遺憾ナキヲ期スルコト
- 二、古墳調査票用紙ハ一市町村ニ付百枚ヲ送付スルヲ以テ不足ノ向ハ更ニ所要數量ヲ請求セラレタシ
- 三、本調査ヲ以テ第一次基本調査トシ其ノ完了後更ニ今後ノ調査保存方法ヲ講ズルモノトス
- 四、本件古墳調査ノ完全ヲ期スル爲、八月上旬古墳調査ニ關スル研究會開催ノ豫定ニ付其ノ際ハ古墳調査員ヲ出席セシメラレ度

| 番 號 | 名 稱 | 所 在 地 | 地 目 地 積 | 所 有 者 | 型 式 | 大 小 | 現 狀 | 發 掘 ノ 有 無 | 出 土 品 | 由 來 徵 證 | 管 理 ノ 有 無 | 參 考 事 項 |
|-----|-----|-------|---------|-------|-----|-----|-----|-----------|-------|---------|-----------|---------|
| | | | | | | | | | | | | |

（昭和十年八月調査）

古墳調査票記載例

| 調査事項 | 記載例 | 記載上ノ注意 |
|-----------|---|--|
| 番 號 | 第一號 | 市町村毎に一貫番號ヲ付スコト 通常稱フル名稱ヲ記載スルコト特ニ名稱ナキモノハ(ナシ)ト記載ス |
| 名 稱 | 二子山(茶白山)(淺間山)(ナシ) | |
| 所 在 地 | 前橋市天川原字東下一五七番一五八番 | 古墳所在土地ノ地番、地目、地積及所有者ノ住所、氏名ヲ記載スルモノニシテ二筆以上ニ跨ルモノハ之ヲ列記スルコト |
| 地 目 地 積 | 一五七番 墓地 七反三畝二十三歩 一五八番 山林 二畝十五歩 | |
| 所 有 者 | 一五八番 前橋市曲輪町 林太一 | |
| 型 式 | 前方後圓型(圓型)(不詳)周圍ニ濠陸アリ(濠陸ナシ)(一部ニ濠陸ヲ存ス) | 前方後圓型(一般ニ二子山、瓢箪又ハ車塚等ト稱スルモノ)圓型(一般ニ丸塚ト稱スルモノ)等古墳ノ型式ヲ記載シ濠陸ノ有無ヲモ記スコト、不明ナルモノハ(不詳)ト記ス |
| 大 小 | 墳丘ノ全長 三百二十尺 前方部ノ高さ 三十三尺 後圓部ノ高さ 三十六尺 | 上欄記載例ハ前方後圓型墳ノ場合ニシテ圓型墳ニ付テハ直徑並高さヲ記載スルコト |
| 現 狀 | 芝地ニシテ若干ノ松杉等アリ (雜木ニテ蔽ハル)(荒蕪地) | 上欄記載例ノ如ク實際ノ狀況ヲ記載スルモノトス |
| 發 掘 ノ 有 無 | 發掘セラレズ(明治十五年三月發掘)(明治二十二年、三年頃發掘)(維新前發掘年月不詳現在石櫛ノ口ヲ開キ居レリ)(石櫛ナシ)(石櫛ヲ存ス) | 發掘ノ有無、並其ノ狀況ヲ上欄記載例ノ如ク記スコト |
| 出 土 品 | 別紙記載ノ如キ出土品アリ現ニ村社諏訪神社ニ藏ス(別紙記載ノ如キ出土品アリタリト傳フルモ現在不明)(出土品アリタルヤ否不明)(出土品ナシ)等 | 出土品ノ有無、其ノ所在等ヲ記載シ品目數量等ハ別紙ニ認推定ニ拘ハルモノハ其ノ旨記載ス |
| 山 來 徵 證 | 古來御諸別王ノ墳墓ト傳フ(上野風土記ニ著ハル)(上野名跡誌ニ著ハル)(上野國誌ニ著ハル) | 口碑傳説等アルモノハ簡明ニ之ヲ記載シ古書等ニ著ハレタルモノハ之ヲ記載スルコト |
| 管 理 ノ 有 無 | | 現在古墳地管理ノ實際狀況ヲ記載スルコト |
| 參 考 事 項 | 昭和二年三月五日文部大臣ヨリ史蹟トシテ指定セラル(別紙ノ如キ調査書アリ)等 | 爾來調査セル史料アルモノハ其ノ寫ヲ添付スルコト其ノ他特ニ保存ノ急ヲ要スル等參考タルベキ事項ヲ記ス |

目次

一、序

一、凡例

一、圖版、寫真史蹟指定古墳
古墳出土重要美術品

一、上毛古墳概說

一、市町村別古墳統計表總數
種類別

一、上毛古墳綜覽

一、古墳調査擔當者名簿

附錄 上毛古墳分布圖